

（側方灯及び側方反射器）

第48条 側方灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第35条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車（次号に掲げるものを除く。）に備える側方灯にあつては、協定規則148号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.7.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、協定規則148号の規則5.7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則148号の規則3.5.1.1.の規定に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則148号の技術的な要件（同規則の規則4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。
- 二 二輪自動車、側車付き二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯にあつては、別添61「側方灯の技術基準」に定める基準とする。
- 2 側方灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。
- 3 側方反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条の2第4項の告示で定める基準は、別添62「側方反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては別添62「側方反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあつては別添62「側方反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.及び5.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定

規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則2.30.に限る。）と読み替えるものとする。

- 4 側方反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第5項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。